

○国土交通省告示第百九十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十三条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、防火壁及び防火床の構造方法を次のように定める。

令和元年六月二十一日

国土交通大臣 石井 啓一

防火壁及び防火床の構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十三条第一項第二号に規定する通常の火災による防火壁又は防火床以外の建築物の部分の倒壊によって生ずる応力が伝えられた場合に倒壊しない防火壁及び防火床の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 木造の建築物においては、無筋コンクリート造又は組積造としないこと。
- 二 防火壁にあつては、自立する構造とすること。
- 三 防火床にあつては、これを支持する壁（耐力壁に限る。）、柱及びはりを耐火構造とすること。

第二 令第百十三条第一項第三号に規定する通常の火災時において防火壁又は防火床で区画された部分から

屋外に出た火炎による当該防火壁又は防火床で区画された他の部分への延焼を有効に防止できる防火壁及び防火床の構造方法は、次に定めるものとする。

一 防火壁にあつては、その両端及び上端を、建築物の外壁面及び屋根面から五十センチメートル（防火壁の中心線から水平距離一・八メートル以内の部分において、外壁が防火構造であり、かつ、屋根の構造が平成十二年建設省告示第千三百六十七号の規定に適合するもの又は令第百九条の三第一号の規定による認定を受けたものである場合において、これらの部分に開口部がないときにあつては、十センチメートル）以上突出させること。ただし、防火壁を設けた部分の外壁又は屋根が防火壁を含み桁行方向に幅三・六メートル以上にわたって耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がない場合又は開口部があつて、これに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第九号の二に規定する防火設備が設けられている場合においては、その部分については、この限りでない。

二 防火床にあつては、次に掲げる基準に適合する構造とすること。
イ 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

(1) 防火床（屋外にある部分の裏側の部分の仕上げを不燃材料としたものに限る。）が建築物の外壁

面から一・五メートル以上突出したものであるほか、防火床の上方で、防火床の中心線から垂直距離五メートル以内の部分において、外壁及び軒裏が防火構造であり、かつ、外壁及び軒裏の屋外側の部分の仕上げが準不燃材料でされ、外壁の開口部に法第二条第九号の二口に規定する防火設備が設けられていること。

(2) 防火床の下方で、防火床の中心線から垂直距離五メートル以内の部分において、外壁が耐火構造であり、かつ、外壁の屋外側の部分の仕上げが不燃材料でされ、外壁の開口部に法第二条第九号の二口に規定する防火設備が設けられていること。

(3) 防火床の上方及び下方で、防火床の中心線から垂直距離五メートル以内の部分において、外壁及び軒裏が準耐火構造であり、かつ、外壁及び軒裏の屋外側の部分の仕上げが準不燃材料でされ、外壁の開口部に法第二条第九号の二口に規定する防火設備が設けられていること。

ロ 防火床を貫通する^{たて}竪穴部分（令第一百十二条第十項に規定する^{たて}竪穴部分をいう。以下同じ。）と当該竪穴部分以外の部分とが耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で同条第十八項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。

附 則

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。